

## 高齢外国籍市民福祉給付金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市（以下「本市」という。）に在住する高齢外国籍市民（日本国籍を取得した者を含む）のうち、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった者に対し、高齢外国籍市民福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的年金等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付及び国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8に規定する年金たる給付をいう。
- (2) 外国人登録 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録をいう。
- (3) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による登録をいう。

(支給の要件)

第3条 市長は、本市に住民登録をしている外国籍市民等であって、次の各号のいずれかに該当する者に給付金を支給する。

- (1) 大正15年（1926年）4月1日以前に出生し、昭和57年（1982年）1月1日以前から日本国内で外国人登録を行っていた者で、現在、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民として、本市で住民登録を行っている者
- (2) 大正15年（1926年）4月1日以前に出生し、昭和57年（1982年）1月1日以前に外国人登録を行っていた者で、昭和57年（1982年）1月2日以降に日本国籍を取得し、現在本市で住民登録を行っている者

(支給の制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

- (1) 公的年金等を受給しているとき。
- (2) 本市の外国籍市民重度障害者特別給付金を受給しているとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受給しているとき。
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホームに入所しているとき。
- (5) 他の自治体から、国民年金が受給できないことによる独自の手当、給付金等を受給されているとき。ただし、京都府から支給される同様の給付金等を除く。
- (6) 本人並びにその配偶者及び扶養義務者が老齢福祉年金の全額支給停止に相当する所得を有するとき。

（給付金の額）

第5条 給付金の額は、月額17,000円とする。

（支給の申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「福祉給付金支給申請書」（様式第1号）、「本人、配偶者及び扶養義務者の所得を証明する書類」又は「所得状況届」（様式第2号）及び「公的年金等未受給申立書兼同意書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（支給の決定等）

第7条 市長は、前条の申請に基づき支給決定を行い、支給を決定したときは「給付金支給決定通知書」（様式第4号）により、却下した場合は「給付金却下通知書」（様式第5号）により、申請者に通知する。

（給付金の支払い）

第8条 市長は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「受給資格者」という。）であって、かつ第4条第6号に定める支給の制限に該当しない者（以下「受給者」という。）に対し、第6条の申請があった日の属する月の翌月分から、給付金の受給権が消滅した日の属する月分までの給付金を支給するものとする。

2 前項による給付金の支給は、毎年2月、6月、10月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった給付金又は受給権が消滅した場合におけるその期の給付金はその支払期月でない月であっても支払うことができるものとする。

(届 出)

第9条 受給資格者は、毎年7月中に、当該年の7月1日現在の状況を「現況届」

(様式第6号)により、「本人、配偶者及び扶養義務者の所得を証明する書類」

又は「所得状況届」(第2号様式)を添付して、市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、第4条に掲げる事由及び届け出た事項に変更等が生じたときは、速やかに、「給付金資格変更・喪失届」(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(支給停止等)

第10条 市長は、受給者並びにその配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、第4条第6号に該当することに至ったときは、当該年の6月分から翌年の5月分までの給付金の支給を停止する。

2 市長は、受給者が第9条第1項の「現況届」を提出しないときは、当該年の6月分から給付金の支給を停止する。

3 市長は、前項により支給を停止した者から「現況届」の提出があり、かつ支給の要件を満たす者は、「現況届」の提出があった日の属する月の翌月分から、支給停止を解除するものとする。

(受給資格の喪失)

第11条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の受給資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第4条の第1号から第5号に掲げる支給の制限に該当することに至ったとき。

(支給停止等の通知)

第12条 市長は、第9条に基づく届け出があった場合において、支給停止を決定したときは、「給付金支給停止通知書」(様式第8号)により、また、支給停止を解除するときは「給付金支給停止解除通知書」(様式第9号)により、受給資格者に通知する。

2 市長は、受給者が受給資格を喪失したときは、「給付金資格喪失通知書」(様式第10号)により、当該受給者に通知する。

(給付金の返還)

第13条 市長は、受給者又は受給者であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、「給付金返還通知書」(様式第11号)により、これらの受給者に対し

既に支給した給付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 給付金の支払い後に、当該給付金に係る第11条による受給権の消滅の事由が明らかになったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付金を受給したとき。

(未支給の給付金)

第14条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、国民年金法第19条第1項第4項及び第5項の例により、その未支給の給付金を支払うことができる。

2 前項の給付金の請求は、「給付金未支給給付金請求書」(様式第12号)により行うものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第15条 給付金を受給する権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項はこの事務を所管する局の長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(支給期間の特例)

2 第8条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までに申請のあった者で申請のときにおいて第3条に規定する支給の要件を満たす者については、その者が第3条の要件を最初に満たすこととなった日(その日が平成11年1月1日以前の場合にあっては同日の前日とする。)を申請があった日とみなして第8条の規定を適用する。

3 第10条第3項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までに「現況届」の提出があり、かつ支給の要件を満たす者のみ、支給停止した月に遡って支給停止を解除する。

(京北町の区域の編入に伴う支給期間の特例)

4 第8条の規定にかかわらず、京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内で外国人登録又は住民登録をし、編入日から平成17年4月

30日までの間に第6条の申請のあった者で編入日において第3条に規定する支給の要件を満たす者については、申請があった日の属する月分から、給付金の受給権が消滅した日の属する月分までの給付金を支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する（平成13年2月9日付け決定）。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

なお、第5条の規定に関わらず、平成19年3月分までの給付金の額は、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。